平成２５年（フ）第２２８１号
横浜市南区井土ケ谷下町19番地15　マナー２ＢＡＮＫＡＮ３号室
債務者　田澤　亜紀（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８号
栃木県栃木市大平町西野田363番地５　セントラルヒルＡ棟、従前の住所栃木県栃木市大平町西野田127番地17
債務者　関根　直美（旧姓伊津井）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第６３４号
静岡県浜松市西区桜台３丁目13番11号
債務者　高尾　　剛
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
静岡県浜松市西区桜台３丁目13番11号
債務者　高尾　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６５２号
静岡県浜松市中区曳馬５丁目７番８号　シャトー曳馬101
債務者　伊藤　慎吾
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
愛知県豊橋市西小鷹野３丁目４番地の６203
債務者　坂本　利奈
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２２８号
愛知県豊橋市下地町３丁目１番地　三宝厚生館、住民票上の住所名古屋市中村区宮塚町57番地　リトルラビット201号
債務者　湯田　五紀（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２３１号
愛知県田原市田原町柳沢37番地１　ヴィレッジ柳沢203号、住民票上の住所愛知県田原市村松町段土６番地
債務者　葉山　康弘
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５号
愛知県豊橋市緑ケ丘１丁目８番地３　Ａ―102
債務者　戸川るみ子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下36番地２　Ａ―306
債務者　梅岡　邦江
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８４号
長崎県佐世保市大黒町282番地10
債務者　佐田　　隆
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
長崎県佐世保市若竹台町282番地　若竹台アパートＤ棟102号
債務者　吉原　深雪
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
長崎県佐世保市藤原町９番２号、旧住所沖縄県沖縄市与儀３丁目６番２号　メゾンＳ＆Ｋ・Ｂ―703号
債務者　山室　優子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６２４号
静岡県浜松市西区大人見町1500番地の602
債務者　丸田有里子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１号
熊本県上天草市松島町阿村420番地27　コーポ浦山５号室
債務者　双原　佑也
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月14日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部